

仕 様 書

1. 件 名

西三河自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号標への封印取付け委託業務（単価契約）

2. 委託業務を実施する場所

委託場所：西三河自動車検査登録事務所構内及び近接地

所在地：豊田市若林西町西葉山46番地

（出張封印においては対象となる自動車の保管場所等）

3. 委託業務を実施する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する休日を除く。

4. 委託業務を実施する時間

原則、午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、本仕様書に定める委託業務（以下「委託業務」という。）に関し当日分の業務が終了しない場合には、その業務が終了する時刻までとする。

5. 年間予定数量

41,000件

6. 委託業務の内容

委託内容

- ① 自動車登録番号標（以下、番号標）の交付を受けた自動車の後面番号標への封印の取付け（封印取付け委託要領に定める甲種受託者の範囲に限る）

施封に当たって留意すべき事項

- ① 番号標の交付を受けた者の自動車の車台番号と交付された番号標を自動車検査証との整合性を確認し、後面番号標左側の取り付け場所へ確実に封印を取り付け施封すること。
- ② 封印の管理には最大限の注意を要するものとし、施錠できる場所に確実に保管するものとする。
- ③ その他封印に関する道路運送車両法、同法施行規則及び封印取付け委託要領等の関連諸規定を厳守するものとする。
- ④ その他本仕様書に定めのないものについては、国にその旨通知し、国と受託者で協議すること。

7. 受託者の要件

- ① 道路運送車両法第28条の3及び法施行規則第12条、また「封印取付け委託要領第2条（2）」に該当する甲種受託者、若しくは甲種受託者の資格要件を備え委託業務実施期間までに甲種受託者となる者であること。
 - ② 甲種受託者の資格要件については、道路運送車両法施行規則第13条及び「封印取付け委託要領」に規定されている要件を全て満たし甲種受託者となりうる者。
- なお、②については事前に下記問い合わせ先に連絡すること。

※各法令等に関する問い合わせ先

中部運輸局自動車技術安全部管理課

電話：052-952-8041

8. 委託業務を実施するための基本事項

受託者は、本仕様書で定められた事項を逸脱することなく、細心の注意を払って業務に当たるほか、日々の業務量を把握することなどにより、委託業務を滞留することなく、適正かつ円滑に実施することを基本とし、これに基づいた業務を確保するため、以下の体制について常時整備しておくこと。

(1) 管理体制

次に掲げる事項についての管理体制が整っていること。

ア 法令遵守・セキュリティ管理（秘密の保持及び個人情報の保護に関するものを含む。）についての社内体制。

イ 業務従事者（委託業務に必要な知識・能力を有すると認められる者で、上記2. の業務場所において委託業務に従事する者をいう。以下同じ。）の管理。

ウ 品質の管理（接遇、速度、正確性、知識力等公共サービスを維持向上するための措置等）

(2) 業務処理体制

委託業務の全般を総括し、業務従事者の指揮・監督を行うとともに、国の職員との連絡・調整を行う責任者（以下「業務責任者」という。）を業務従事者の中から選任すること。

(3) 研修体制

業務従事者に対し、次の内容を含む研修を実施すること。

ア 接遇・クレーム処理研修（全業務従事者に対する研修）

9. 受託者に使用させることができる構内施設等

(1) 委託業務を実施するために使用する国の構内施設、設備及び物品（以下「施設等」という。）については、これを無償で使用させるものとする。

(2) 使用が認められた施設等については、十分な注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

また、受託者の責めに帰すべき事由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。

10. 受託者が委託業務を実施するに当たり国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他委託業務の適正かつ確実な実施確保のために契約により受託事業者が講ずべき措置に関する事項等

(1) 報告事項等

ア 報告事項

国は、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、受託者に対し、委託業務の実施に関し必要な報告を求め、又は国の職員に事務所その他の施設に立ち入り、委託業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

イ 調整

国は、委託業務の適正かつ円滑な実施を確保するために、必要に応じて受託者と協議し、調整することができる。

(2) 秘密の保持等

ア 個人情報等の取扱い等

受託者は、委託業務に関して知り得た個人又は法人の情報（以下「個人情報等」という。）を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

秘密の保持

(ア) 受託者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他委託業務に従事する職員（以下「受託者等」という。）又は受託者等であった者は、委託業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(イ) 受託者等又は受託者等であった者は、委託業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用することとならない場合であっても、委託業務に関して知り得た秘密や情報を委託業務の用に供す

る目的以外に利用してはならない。

(3) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

ア 委託業務の開始、中止及び終了

(ア) 受託者は、締結された契約に定められた契約期間開始日に、確実に委託業務を開始しなければならない。

(イ) 受託者は、やむを得ない事情により委託業務を中止しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

イ 委託業務実施中における注意すべき事項等

(ア) 信用失墜行為の禁止

受託者等は、国の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(イ) 公正な取扱い

受託者等は、サービスの提供について、利用者を区別することなく公正に取り扱わなければならない。

(ウ) 利用者への勧誘等の禁止

受託者等は、委託業務を実施するに当たって、利用者に対し、委託業務の内容を構成しない有償サービス等の利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

(エ) 制服・名札の着用

業務従事者は、委託業務を実施する場所において制服及び名札を受託者負担により着用しなければならない。

(オ) 業務量増加への対応

受託者は、業務量の増加が予測される場合には、あらかじめ業務従事者の増員をする等必要措置を講じなければならない。また、受託者は、予期せぬ業務量の増加があった場合には、その都度、適切な措置を講じなければならない。

(カ) 業務資料等の適正な管理

受託者等は、国から提供を受けた業務に関する資料及び帳票については、適正に保管及び管理しなければならない。

(キ) 業務従事者の安全確保等

受託者等は、業務従事者の安全を確保するとともに、事故防止に関して十分指導し業務に万全を期すること。

(ク) 実施状況の公表

受託者は、委託業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

(ケ) 権利の譲渡の禁止

受託者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(コ) 再委託

受託者は、委託契約業務を封印取付け委託要領に定める場合を除き、他の民間事業者に再委託してはならない。

(サ) 委託契約の解除

国は、受託者が次のいずれかに該当すると認めるときは、受託者に対し、委託契約を解除することができる。

a 甲種受託者として委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施できないことが明らかになったとき。

b 本仕様書に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

c 本仕様書に基づく指示に違反したとき。

d 受託者等が、本仕様書に違反して、委託業務の実施に関して、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

e 受託者等が、本仕様書に違反して、委託業務の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。

f 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を代表する者若しくはその運営を支配する地位にある者又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が業務を総括する者又は業務従事者としていたことが明らかになったとき。

g 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

h その他本契約で定める要件に適合しなくなったとき。

（4）受託者の情報管理体制

ア 受託者は、当該事業で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として国が収集、整理、作成等した情報であって、国が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、国に対し「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」（別紙）を提出し、中部運輸局自動車技術安全部管理課長（以下担当課長）の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当課長の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・当該事業で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該事業の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ・当該事業で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ・担当課長が同意した場合を除き、受託者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

イ 当該事業で知り得た保護すべき情報について、業務の履行中・履行後を問わず、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当課長が同意した場合はこの限りではない。

ウ 当該事業で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当課長の指示に従うこと。

エ 当該事業で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当課長へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。